

諮問番号：令和４年度諮問第３５号  
答申番号：令和４年度答申第５０号

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

〇〇〇〇社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年１月２７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第２ 審査関係人の主張の要旨

#### １ 審査請求人

審査請求人は令和３年１月２２日付けで、処分庁に対し、墓地の管理料の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行い、処分庁は同月２７日付けで、本件申請を却下する本件処分を行った。

審査請求人は○民税が免除されているにもかかわらず、○営墓地の管理料を取るの是不当である。

#### ２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第３ 審理員意見書の要旨

#### １ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### ２ 審理員意見書の理由

- （１）処分庁は、本件申請について、墓地の管理料は経常的最低生活費の範囲内で計画的に支出すべきものであり、臨時的最低生活費に該当しないとして本件処分を行ったことが認められる。
- （２）経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきものであ

るとされている。また、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、墓地の管理料の支給を求めて本件申請を行ったことが認められるが、審査請求人が当該費用を支払うことについては、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7の臨時的最低生活費の要件である特別の需要のいずれの場合にも該当しないものと認められる。

したがって、審査請求人が支給を求める墓地の管理料は、臨時的最低生活費として認定できないため、経常的最低生活費の範囲内で賄うべきものと言わざるを得ず、処分庁が墓地の管理料について支給しないと判断したことに不合理な点はない。

なお、審査請求人は、○民税が免除されているのに○営墓地の管理料を取るのとは不当であると主張するが、墓地の管理料の徴収については、墓地の管理者等により行われる事項であり、保護との関連性は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) よって、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分については、取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年1月 4日	諮問書の受領
令和5年1月 6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月20日 口頭意見陳述申立期限：1月20日
令和5年1月24日	第1回審議
令和5年2月21日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するこ

とを目的とする。」と定めている。

- (2) 法第11条第1項は、「保護の種類は、次のとおりとする。一 生活扶助 二 教育扶助 三 住宅扶助 四 医療扶助 五 介護扶助 六 出産扶助 七 生業扶助 八 葬祭扶助」と定めている。
- (3) 法第12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの 二 移送」と定めている。
- (4) 法第18条第1項は、「葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 検案 二 死体の運搬 三 火葬又は埋葬 四 納骨その他葬祭のために必要なもの」と定めている。
- (5) 次官通知第7は、最低生活費の認定について、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」とし、次官通知第7の1において、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (6) 次官通知第7の2は、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」とし、次に掲げる特別の需要として（1）から（3）を示し、（1）は、「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」と、（2）は、「日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」と、（3）は、「新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」と記している。

(7) ○○○○公園墓地条例（昭和○○年条例第○○号。以下「公園墓地条例」という。）第1条は、「この条例は、公園墓地の設置、管理及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。」と定めている。

また、公園墓地条例第17条第1項は、「管理料は、別表2に定めるところにより許可の際徴収する。」と定め、同条第2項は、「前項に定める管理料は、5年分を一括して5年ごとに前納しなければならない。」と定めている。

さらに、公園墓地条例別表2は、管理料について、「1箇年 2,600円」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成19年3月19日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

(2) 令和3年1月19日、処分庁は、審査請求人から墓地の管理料の減免について相談を受けたことから、○民課に問い合わせを行い、墓地の管理料の減免措置はなく、審査請求人から分割納入することで了承を得ている旨確認した。

(3) 令和3年1月20日、処分庁は審査請求人に対して墓地の管理料の減免措置はない旨○民課に確認した旨を伝えた。

審査請求人は、処分庁から上記の説明を受け、墓地の管理料の減免措置がないことは法の趣旨に反するとし、処分庁に対して、不服申立てのため、処分の通知書の作成を依頼し、処分庁は、審査請求人に対して、法に基づき申請書が提出された場合は、文書で回答する旨伝えた。

(4) 令和3年1月22日付けで、審査請求人は、墓地の管理料として13,000円の支給を求める本件申請を行った。

(5) 令和3年1月27日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。

(6) 令和3年1月31日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

## 3 判断

(1) 本件についてみると、処分庁は、墓地の管理料は経常的最低生活費の範囲内で計画的に支出すべきものであり、臨時的最低生活費に該当しないととして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

経常的最低生活費については、前記1（5）のとおり、次官通知第7の1において、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要は全て賄うべきものである旨が定められている。

また、臨時的最低生活費（一時扶助費）については、前記1（6）のとおり、次官通知第7の2において、①出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、②日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、又は、③新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要のいずれかがある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであるとされている。

上記の処理基準の内容は、法の目的（第1条）に照らして合理的なものと言える。

墓地の管理料については、次官通知第7の2で示されている特別需要のいずれにも該当せず、臨時的最低生活費（一時扶助費）として臨時的に認定されるものではなく、次官通知第7の1で示されるとおり経常的最低生活費の範囲内において賄うべきものであると言えることから、本件申請を却下決定した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、○民税が免除されているにもかかわらず、○営墓地の管理料を取るのとは不当である旨主張する。

墓地の管理料の徴収については、前記1（7）の公園墓地条例において定められるものであって、○民税の免除の事実によって影響を受けるものではない。そして、墓地の管理料が臨時的最低生活費（一時扶助費）に該当しないことは上記のとおりであるから、審査請求人の当該主張は採用できない。

- (3) 以上のことから、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 衣笠 葉子